

京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に係る市民意見募集結果について

1 意見募集期間

平成26年12月15日（月）～平成27年1月14日（水）

2 応募結果

意見者数3,005通

3 主な意見の内容と本市の考え方

（1）概要集計

ア 男女内訳

性別	男性	女性	不明
	527 (18%)	2,113 (70%)	365 (12%)

イ 居住地内訳

居住地	市内	府内 (市以外)	その他 (他府県)	不明
	1,297 (43%)	150 (5%)	1,242 (41%)	316 (11%)

ウ 提出方法内訳

提出方法	意見提出フォーム	電子メール	FAX	郵送	持参その他
	1,655 (55%)	56 (2%)	429 (14%)	413 (14%)	452 (15%)

エ 年齢別男女別内訳明細

区分	~19	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	不明	合計
男性	30 (1%)	38 (1%)	77 (3%)	123 (4%)	112 (4%)	75 (2%)	33 (1%)	5 (0%)	34 (1%)	527 (18%)
女性	96 (3%)	129 (4%)	320 (11%)	685 (23%)	400 (13%)	252 (8%)	85 (3%)	16 (1%)	130 (4%)	2,113 (70%)
不明	6 (0%)	16 (1%)	17 (1%)	34 (1%)	19 (1%)	35 (1%)	19 (1%)	9 (0%)	210 (7%)	365 (12%)

(2) 意見の内容別分類

ア 条例全般についての意見

全般		所有者明示		多頭飼育		その他	計
賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対		
38	33	3	6	0	2	41	123
1.3%	1.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	1.4%	4.1%

イ 犬についての意見

全般		自宅で排せつ		ふんの回収		その他	計
賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対		
19	0	4	8	3	2	17	53
0.6%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.6%	1.8%

ウ 猫についての意見

賛成	提案	反対							その他	計
		反対	愛護	責任	法違反	支障	効果	その他		
97	450	295	699	504	265	173	101	208	37	2,829
3.2%	15.0%	9.8%	23.3%	16.8%	8.8%	5.8%	3.4%	6.9%	1.2%	94.1%

下記の記載内容を目安として、御意見の趣旨全般を考慮して分類したもの

- ・賛成：賛成（飼い猫の室内飼養への賛成を含む。）
- ・提案：適切な給餌の許容、ルールづくりや、京都市「まちねこ活動支援事業」の要件緩和等
- ・反対
 - 反対：反対の意思表明等
 - 愛護：虐待に当たる、命・愛護感情を尊重すべき、情操教育に悪影響、京都のイメージダウン等
 - 責任：遺棄者責任、行政責任、他の施策を優先させるべき等
 - 法違反：法違反、法の原則に違反する等
 - 支障：給餌者の活動に支障を及ぼす等
 - 効果：条例の効果がない等
 - その他：その他
 - ・その他：賛成・反対どちらともいえないもの等

※ 意見については、全体の趣旨等を総合的に判断し、1通の御意見に複数の分類に含まれているものがある場合でも、いずれか1つの分類に区分けをしている。

(3) 条例全般についての意見

ア 賛成

① 全般

動物を飼う前に一人一人がマナーやルールをしっかり知っておくべき。

② 所有者明示

ペットの飼い主が責任感を持つため、マイクロチップの装着はよい。

イ 反対

代表的な意見	本市の考え方
<p>① 全般 条例案に反対である。</p>	<p>本条例は、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の具体的な姿を示す「京都動物愛護憲章」（平成26年12月12日制定）に掲げる「人にも動物にも心地よいまち」の実現をめざし、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方方に立って、飼い主等のマナー向上に積極的に取り組んでいくこととしております。</p> <p>しかし、犬猫の糞尿被害等は、関連法令に規制があるものの具体性に乏しく、罰則等の実効性ある措置もないため、既存の規制だけでは、マナー意識の低い飼い主等に対する抑止力として十分に機能しない現実があり、苦情やトラブルが後を絶ちません。</p> <p>このため、本市では、人と動物の共生するうるおいのある豊かなまちの理念を広く御理解いただき憲章に加えて、動物による迷惑事象の発生を防止するため本条例を制定しようとするもので、御理解、御協力をお願ひいたします。</p>
<p>② 所有者明示 マイクロチップを体の中に入れるのは抵抗がある。人の都合である。</p>	<p>保護した犬又は猫を飼い主へ確実に返還することのみを考えるのであれば、名札や首輪等による所有者明示でもよいと考えられますが、マイクロチップは、飼い主の意思で装着を解除することが難しいことから、ペットを遺棄することなどが抑止され、所有者の責任意識を向上させる効果が極めて高いと考えています。</p> <p>このため、本市においては、平成27年度から、公益社団法人京都市獣医師会との相互負担・協力の下で、犬及び猫へのマイクロチップの装着を推進する事業を実施していくこととしております。</p> <p>なお、マイクロチップはとても小さく、動物の体に痛みや、負担を与えるものではないと言われております。</p>

代表的な意見	本市の考え方
<p>③ 多頭飼育の届け出 届け出は動物の保護を第一目的とすべきで、迷惑の防止を第一目的とすべきではない。</p>	<p>多頭飼育の届け出については、多数の犬又は猫を飼育される場合、あらかじめ届け出いただき、迷惑事象が生じないよう適正な飼養方法等について必要な啓発・指導の機会を得ようとするものですが、市長には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）第25条第3項の規定により、多頭飼育に係る動物虐待等の事態の改善のため必要な措置を探るべきことについても勧告、命令を行うための権限が付与されています。本条例により届出制を定めることで、いわゆる多頭飼育崩壊、虐待といったケースについても事前に把握し、対応をしやすいとの利点があると考えております。本条例は、迷惑事象の防止の観点から定めるものですが、行政の取組としては、どちらが優先ということではなく、迷惑事象の防止と動物の保護の両面から取り組んでいきたいと考えております。</p>

(4) 犬についての意見

ア 賛成

① 全般

マナーを守らない愛犬家を取り締まれるようにしてほしい。

② 自宅で排せつ

犬の尿は外で処理しにくく、迷惑になるため、自宅で排せつさせることに賛成

③ ふんの回収

ふんの回収は当たり前のことで、同じ飼い主として恥ずかしいが、できるようになるなら条例が必要

イ 反対

代表的な意見	本市の考え方
<p>① 自宅で排せつ 犬の習性上、難しいのではないか。</p>	<p>犬は正しくしつければ、散歩時に縄張り行動をせず、運動のためだけに散歩に行くということが十分に可能であるといわれており、排せつを自宅でさせることは、決して犬の習性に反するものではありません。</p> <p>自宅で排せつさせることで、ふんだけでなく、外での処理が困難な尿の問題も回避することができるだけでなく、例えば雨の日でも散歩に行くという必要がなくなり、飼い主にもメリットがあります。</p> <p>こうした認識はまだまだ広がっていないと考えておりますが、本市として、一歩進んだ取組として条例に規定し、その考え方の積極的な周知、啓発に努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>② ふんの回収 私はふんの回収袋を常に携帯している。これを義務付ける条例に反対する。</p>	<p>本条例において、犬のふんの回収義務及びこれに伴う回収用具の携帯義務を定めるのは、既存の規制だけでは、一部のマナー意識の低い飼い主等に対する抑止力として十分に機能しない現実があることから、苦情やトラブルが後を絶たないためです。この趣旨に御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>

(5) 猫についての意見

ア 賛成意見の例

- ① マナーを守らない飼い猫の外飼いによるふん尿被害等に迷惑している。猫は室内で飼育すべき。
- ② 無責任な餌やりの被害に迷惑している。
- ③ 飼い主としての責任を負わずに餌を与える行為は理解しがたい。
- ④ 無責任に餌やりをしている人は、避妊去勢を行わずに餌を与えることで、不幸な命が新たに生まれることを、重く受け止めてもらいたい。
- ⑤ 餌を与えるのみで保護しないことは、猫を過酷な環境に置いたままとすることであり、本当の愛護とはいえない。間接虐待である。猫の眞の愛護を考えるのであれば、自分自身のできる範囲で保護し、室内で飼育するべきである。
- ⑥ 給餌活動者から条例への反対を頼まれ、「自分の野良猫の救済活動は正しく、否定しようとする市こそが間違っている」と聞き入れない。当たり前のことを条例、罰則にまでしてしまったのは、むしろこうした人ではないか。
- ⑦ 昨今、動物の愛護を優先するあまり、被害の受忍を強い行い過ぎた風潮がある。まず人が暮らしやすい社会をつくり、その中に動物を適正に位置付けるという正しい動物愛護の気風を招来するためにも、市の取組は先進的で全国の手本となる。

イ 提案型意見の例

代表的な意見	本市の考え方
① 市が「まちねこ活動支援事業」の対象に認定したもの以外でも、地域の理解の下、避妊去勢、食べ残しやふん尿の後始末等が適切に行われているものは、「無責任」とはいえないのではないか。	本市は、野良猫に給餌をするのであれば、「まちねこ活動支援事業」に沿って実施するようお願いをしていますが、これは、同事業を野良猫への給餌のモデルケースと位置付けているためです。 地域の皆様の理解の下で野良猫を適切に管理する本市の「まちねこ活動支援事業」と同様に周辺環境に悪影響を及ぼすことなく適切に行われている独自の給餌活動が禁止されるものではありません。 これらを踏まえ、条例においては、「まちねこ活動支援事業」以外のものも含め、給餌により周囲に悪影響を及ぼすことを禁止するとともに、給餌は適切に行うこととし、遵守すべきルールについて、規則、要綱等により市長が示すこととしております。

代表的な意見	本市の考え方
② 「無責任」な給餌を規制する趣旨はよいが、適切な活動をしている者まで一律に批判されないよう、「無責任」な給餌の定義を明確にしてほしい。	<p>給餌に際して遵守すべきルールについては、明確にお示しすることが必要と考えております。</p> <p>今後、環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」等を参考に、活動の適切性について周囲の理解が得られる内容とすることなどにより、適切な活動が不当に妨げられることのないよう配慮してまいります。</p>
③ 市の「まちねこ活動支援事業」の認定を受けるためには、「町内会の同意」が必要であり、ハードルが高い。この要件を緩和できないのか。また、ほかに適正な活動として登録する制度などができるないか。	<p>本市の「まちねこ活動支援事業」は、本市による補助事業であり、その実施に当たり、野良猫の被害を受けている方を含め地域の十分な理解やトラブルの防止策が不可欠であることから、認定要件として、町内会等の合意を求めていきます。</p> <p>環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」においても、地域の合意は「地域猫」の要素とされていることから、これを緩和することは考えていません。</p> <p>しかし、実施人数を現在の「3人以上」から「2人以上」にする要件の緩和や「まちねこ活動」に取り組みたい方が町内会等で取組の趣旨を説明する際に、本市職員が助言を行うなど、町内会等の理解を得るための支援をすることで、本市の「まちねこ活動支援事業」をより利用しやすいものとするよう取り組んでまいります。</p> <p>また、給餌者へのルールの周知や啓発の機会の確保、給餌活動が行われている箇所の事前把握等を通じて、条例等に定めるルールをより実効性あるものとしていくために、「まちねこ活動支援事業」以外についても、希望により野良猫への給餌の責任者等を登録する制度などを新たに設けることを検討しています。</p>

ウ 反対意見の例

代表的な意見	本市の考え方
<p>① 反対 餌やり禁止に反対する。</p>	<p>本市では、平成26年12月12日に制定した京都動物愛護憲章において、本文に、「動物との正しい関わりを考えましょう。」、「人にも動物にも 心地よいまちをつくりましょう。」の項目を掲げるとともに、京都の人々の動物の命に思いをはせる繊細な心や他人に迷惑をかけないという美意識の上に立って行う取組例として、「周りに迷惑がかかるような動物への餌やりは行いません」、「地域の人々で協力して、人と猫が共生できる「まちねこ活動」に取り組みます。」を掲げています。</p> <p>野良猫に対する無責任な餌やりには、野良猫による人の生命、身体、財産等への侵害や、ふん尿等による周辺の生活環境の悪化の問題があり、また、周辺住民とのトラブルも生じさせ、結果、被害者は、野良猫を疎ましく思うようになるなど、動物愛護精神の醸成の観点からも好ましくない状態を生み出します。</p> <p>すべての人に動物愛護の精神について理解を得ていくためには、まず、動物と関わる者の行動に高いモラルと責任を求め、すべての人にとって「人にも動物にも心地よいまち」をつくっていくことが必要です。</p> <p>このため、本市では、他人に迷惑をかけないという理念を広く御理解いただくための憲章による取組に加えて、法規範である条例において給餌のルールを定め、野良猫に対する給餌が責任をもって適切に行われるようしようとしています。</p> <p>本条例に給餌の規制について規定する趣旨は、給餌によって周囲に悪影響を及ぼすことを禁止し、給餌活動が責任ある適切なものとなるよう誘導していくことにより、すべての人に動物愛護について理解を得て、「人にも動物にも心地よいまち」をつくっていくことですので、御理解、御協力をお願ひいたします。</p>

代表的な意見	本市の考え方
<p>② 愛護－1 京都市の条例は、現在の動物愛護行政の流れに反しているのではないか。</p>	<p>本市では、「京都市動物愛護行動計画～京（みやこ）・どうぶつ共生プラン～」（平成21年4月策定）において、殺処分数を大幅に減少させるため、所有者不明猫への無責任な餌やり行為の防止に向け取り組んでいくこと、不妊手術を推進することを定め、平成22年度から「まちねこ活動支援事業」に取り組んでいます。</p> <p>野良猫は、ふん尿被害など迷惑事象の原因となるうえ、病気や交通事故の危険にもさらされるなど、人にとっても、猫にとっても、望ましい状態ではありません。猫の適正飼養を推進していく観点からも、野良猫の減少に取り組む必要があります。</p> <p>環境省が取りまとめた「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」アクションプラン（平成26年6月）においても、殺処分の抑制に向け、野良猫を減らす取組として、屋内飼養の徹底、避妊去勢の推奨、無責任な餌やりの防止、地域合意に基づく地域猫活動の推進が掲げられています。</p> <p>本市が平成26年12月12日に制定した京都動物愛護憲章や本条例案は、これらと全く同じ方向性にあり、マイクロチップ等による所有者明示、屋内飼養の徹底、「まちねこ活動支援事業」の推進などと併せて、野良猫への給餌のルールを明確にすることにより、野良猫を含む猫の適正飼養等の総合的な推進を図るものであり、昨今の動物愛護行政の流れに沿ったものとなっています。</p>

代表的な意見	本市の考え方
<p>② 愛護－2</p> <p>野良猫の餓死につながり虐待である。野良猫にも命がある。情操教育に影響する。京都のイメージがダウントする。</p>	<p>本条例は、野良猫への給餌を一律に禁止するものではなく、周囲に悪影響を及ぼすことを禁じるとともに、給餌のルールを定めることにより、適切に行われるようとするものです。したがって、御指摘のような事態にはならないと考えています。</p> <p>動愛法第44条は、「愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめる」ことを虐待としていますが、給餌者が本条例に定めるルールに従わずに給餌を行っている場合、これを規制しても、他に適切な給餌方法があることから、「みだりに給餌をやめること」には当たらず、本市が虐待を命じているということにはなりません。</p> <p>本条例は、他人に迷惑がかかることのないよう、野良猫への給餌に際して、「人」が守るべきルールを定めようとするものであり、もとより野良猫の命を軽んじるものではありません。しかし、「野良猫の命」を理由に、「人」として守るべきルールに従わない餌やりを公然と肯定することは、むしろ、多くの人から猫に対する愛護感情を失わせてしまう結果を招くことになると考えます。</p> <p>また、野良猫は餓死以外にも、病気や事故等による生命の危険にさらされています。野良猫に関わるのであれば、ただ給餌をするだけでなく、こうした危険から守ってあげるためにも、できるだけ自ら適正に飼養していただくことを御検討ください。</p>

代表的な意見	本市の考え方
<p>③ 責任－1 野良猫化の原因となる遺棄を規制すべき。猫の譲渡活動などを先に行うべき。</p>	<p>猫の遺棄は、既に動物の愛護及び管理に関する法律において、100万円以下の罰金という厳罰が規定されています。</p> <p>近年、悪質なケースについて頻繁に摘発がなされるなど、全国的にも遺棄を許さない風潮が育つつあるところです。</p> <p>本市においても、猫の適正飼養及び終生飼養の徹底を図ることとし、本条例において、飼い主が取り外すことが困難なマイクロチップの装着等を努力義務とするなど、飼い主の責任意識の向上を図り、遺棄の防止につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、本市では、動物愛護団体や譲渡ボランティア、公益社団法人京都市獣医師会をはじめ、多くの市民の皆様と、猫の譲渡の取組を進めてきましたが、新たに、平成26年12月から、子猫を自宅で一時的に預かり、目の行き届いたきめこまやかなお世話ををしていただける「子猫の一時預かり在宅ボランティア」の募集を開始しており、平成27年4月に予定の京都動物愛護センターの開所に合わせて子猫を預け、猫の譲渡促進を図ることとしています。</p> <p>今後とも、京都動物愛護センターを拠点に、人と動物の共生する社会の実現に向けて、飼い主の都合による犬猫の遺棄の減少等につながる取組をさらに推進してまいります。</p>
<p>③ 責任－2 野良猫への給餌は本来行政の責務であり、行政は活動を援助すべき。それを活動家が代行しているのであって、規制すべきでない。</p>	<p>本市では、「まちねこ活動支援事業」等を通じ、人に迷惑をかけないよう、野良猫の適切な管理を図る取組を進めています。</p> <p>しかし、野良猫の問題については、人によっても様々な考えがあり、現時点において、野良猫へ給餌を行うことが行政の責務であるとすることには無理があると考えています。</p> <p>野良猫は寒空の下、社会の片隅で懸命に生きていると感じて、その命に思いを馳せることは否定されるものではありませんが、野良猫への給餌は周囲の生活環境に支障が生じないよう、一定のルールを守って行うべきこともまた当然のことです。</p> <p>ぜひとも「野良猫への給餌は、他人の迷惑にならないよう、ルールを守って行う。」という条例の趣旨を御理解ください。</p>

代表的な意見	本市の考え方
<p>④ 法違反 給餌者に野良猫を飼うよう強制することは、財産権の侵害となり、違法である。</p>	<p>野良猫は、ふん尿被害など迷惑事象の原因となるうえ、過酷な生存環境に置かれ、病気や交通事故の危険にもさらされるなど、人にとっても、猫にとっても、望ましい状態とはいえません。京都動物愛護憲章や本条例においては、屋内飼養の徹底をはじめ、猫の適正飼養の推進を図っていることから、本市として、野良猫に関わるのであれば、給餌だけではなく、まずは、自ら飼うこと考えてほしいとお願ひしています。これは、もちろん、飼養を強制しているものではありません。</p> <p>なお、野良猫は周辺住民の身体や財産に被害を与えることがあります、民事訴訟において野良猫の給餌者にこうした被害に対する損害賠償が認められた事例もあります。野良猫による被害には目をつぶれというのも、個人の財産権をないがしろにする意見であると考えます。</p>
<p>⑤ 支障 給餌者への偏見を助長し、活動がしにくくなる。</p>	<p>給餌者に対する苦情の多くは、他人の迷惑を顧みない無責任な者の行為に起因するものです。本条例の制定を通じ、周囲に悪影響を及ぼすような給餌を禁じるとともに、給餌が適切に行われるようExecutorすることを目的としており、給餌者に実施不可能なことを求めたり、過剰な責任を押し付けるものではありません。また、いわゆる「地域猫」活動においては、当然とされているものです。したがって、御指摘のような事態にはならないと考えています。</p>
<p>⑥ 効果 給餌を規制すると、ハードルが上がり、隠れて活動する者が増え、逆効果ではないか。 給餌者がいなくなると、野良猫のごみあさりが増えるのではないか。</p>	<p>本条例は、野良猫への給餌を一律に禁止するものではなく、給餌のルールを定めることにより、適切に行われるようになります。このルールは、給餌により周辺の生活環境に悪影響が及ばないようにすることを目的としており、給餌者に実施不可能なことを求めたり、過剰な責任を押し付けるものではありません。また、いわゆる「地域猫」活動においては、当然とされているものです。したがって、御指摘のような事態にはならないと考えています。</p> <p>なお、置き餌など、隠れて野良猫に給餌することは、他人に迷惑をかける行為の最たるものであり、条例を制定するしないにかかわらず、認められるものではありません。</p> <p>また、野良猫への給餌と野良猫によるごみあさりの関係は明らかではありませんが、ルールに従わない給餌を止めることができれば、これに伴う迷惑事象は抑制することができます。</p> <p>野良猫によるごみあさりについては、ごみ出しのルールの徹底やごみネットによる対策が可能と考えています。</p>

代表的な意見	本市の考え方
<p>⑦ その他－1 野良猫のどこが迷惑なのか。実害があるのか。</p>	<p>野良猫による代表的な迷惑事象としては、鳴き声による騒音、ふん尿被害、庭や家屋、家財の損壊などがあります。</p> <p>とりわけ、ふん尿被害については、家屋等の汚損やその清掃、ふん尿の処理による財産上の損害のほか、美観を損ない、また、悪臭や害虫の発生を招くなどの公衆衛生上の支障といった問題もあります。</p> <p>さらに、猫のふんについては、回虫やトキソプラズマ等、人獣共通感染症による健康被害が生じるおそれもあります。とりわけ、トキソプラズマは、胎児・幼児や臓器移植を受けた方など、免疫の弱い人に脳炎や神経系疾患を起こしたり、肺・心臓・肝臓・眼球に悪影響を及ぼしたり、場合によっては死に至らしめることもある重篤な感染症となります。</p> <p>これらは、単に猫の好き嫌いに止まるものではなく、実害としてあり、多くの苦情が本市にも寄せられています。</p>
<p>⑦ その他－2 自宅で餌をやり、餌の管理やふんの後始末もきつちりとしている。 他人に迷惑をかけていないのに、どうして近隣住民の理解がいるのか。</p>	<p>野良猫は、周辺一帯を自由に移動しており、給餌者の意思に関係なく、習性にしたがって、排せつや繁殖、器物損壊につながる行動をとってしまいます。給餌者が自宅の範囲だけで適切に管理をしても、給餌に集散する猫が自宅周辺でふん尿をすることなどを防ぐことはできません。</p> <p>野良猫に給餌者がいる場合には、ふん尿被害等の責任は給餌者にあるとして、民事訴訟によって損害賠償が認められたケースもあります。</p> <p>給餌している野良猫が移動すると思われる範囲の住民には、当該野良猫によるふん尿被害等を受けるおそれがあることから、野良猫への給餌のルールとして、少なくとも給餌の責任者を明らかにし、給餌により生じた問題の対応に当たっていただくことが必要と考えています。</p>

4 寄せられた御意見一覧

別添「京都市動物による迷惑の防止に関する条例（仮称）の制定に係る意見一覧」のとおり

※ 御意見の一覧を掲載するに当たっては、次のとおり取り扱っている。

- ・各意見については、1通に複数の分類にわたる意見が含まれている場合でも、いずれか一つの分類に区分けをしている。
- ・誤字脱字等の表記は基本的に原文のままとしている。

- ・御意見の意図が全く不明なもの、特定の個人又は団体を特定できる情報が含まれている部分、その他公表に適さない内容については、適宜、削除している。